

ふるさと遠野の環境報告書

(平成 22 年度)



平成 22 年度環境に関する標語等コンクール「ポスター高学年の部」最優秀賞
『緑を守る 森林愛護少年団』

岩手県遠野市

— 目 次 —

第1章 環境基本計画の概要	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の役割	1
第3節 計画の期間及び見直し	1
第4節 施策の体系	1
第5節 推進体制	2
第2章 環境の現状	3
第1節 自然環境	3
1 位置及び地形	
2 気候	
第2節 社会環境	3
1 人口	
2 交通	
3 水道	
第3節 生活環境	5
1 大気環境	
2 水環境	
3 廃棄物	
4 公害苦情	
第4節 環境の特性と課題	8
1 豊かな自然環境の維持	
2 生活スタイルの改善	
3 遠野らしさの継承	
第5節 環境保全活動	10
1 活動の現状	
2 環境教育	
第3章 基本目標ごとの実施状況	12
第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して	12
1 清らかな水を守る	
2 きれいな空気を守る	
3 生活環境における騒音等を防止する	
4 安心して暮らせる環境を確保する	
5 人にやさしい生活環境を創出する	
6 数値目標と達成率	

第2節 「生物の多様性の確保」を目指して	16
1 自然環境を保全する	
2 生物の多様性を確保する	
3 数値目標と達成率	
第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	17
1 緑地を確保する	
2 身近な自然とのふれあいを促進する	
3 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	
4 数値目標と達成率	
第4節 「循環型社会の構築」を目指して	19
1 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	
2 数値目標と達成率	
第5節 「地球環境の保全」を目指して	20
1 エネルギーを有効に利用する	
2 地球環境の保全に貢献する	
3 数値目標と達成率	

= 資料編 =

資料1 各町ごとの主な取組状況	23
資料2 遠野市地球温暖化対策実行計画平成22年度実績報告	32
資料3 ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	34
資料4 用語解説	39

第1章 環境基本計画の概要

第1節 計画策定の目的

今日の環境問題は、20世紀の急激な高度経済成長に伴い「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムが大きな要因となり、地球規模から身近な地域に至るまで、複雑で広範多岐にわたる新たな問題が顕著になってきています。

遠野市は、これまで総合計画により環境施策を推進してきましたが、より明確に環境の保全及び創造に関する基本理念と施策の基本方針を示すため、平成16年3月に「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」を制定し、平成17年10月1日の旧遠野市・旧宮守村の合併時に新市に引き継がれました。

また、同条例第9条に基づいて、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成18年3月に「遠野市環境基本計画」を策定しました。

第2節 計画の役割

本計画は、本市の地域特性や環境特性に対応した目指すべき環境像である「自然環境と人間生活の調和」の実現に向けた施策の展開や環境配慮指針など、本市の環境行政に関する具体的な考え方を示すものです。

また、各主体（市民・滞在者・事業者・市）が行う各種の行動や事業を環境配慮へと誘導し、関係者の相互協力によって所期の目的を推進する役割を持っています。

第3節 計画の期間及び見直し

計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間です。

また、計画の見直しは、社会情勢の変化等を勘案し、遠野市環境審議会の意見を聴きながら、必要に応じて行います。

第4節 施策の体系

目指すべき環境像及び基本目標を実現するために、次のような体系のもとに環境施策の展開を図ることにしています。

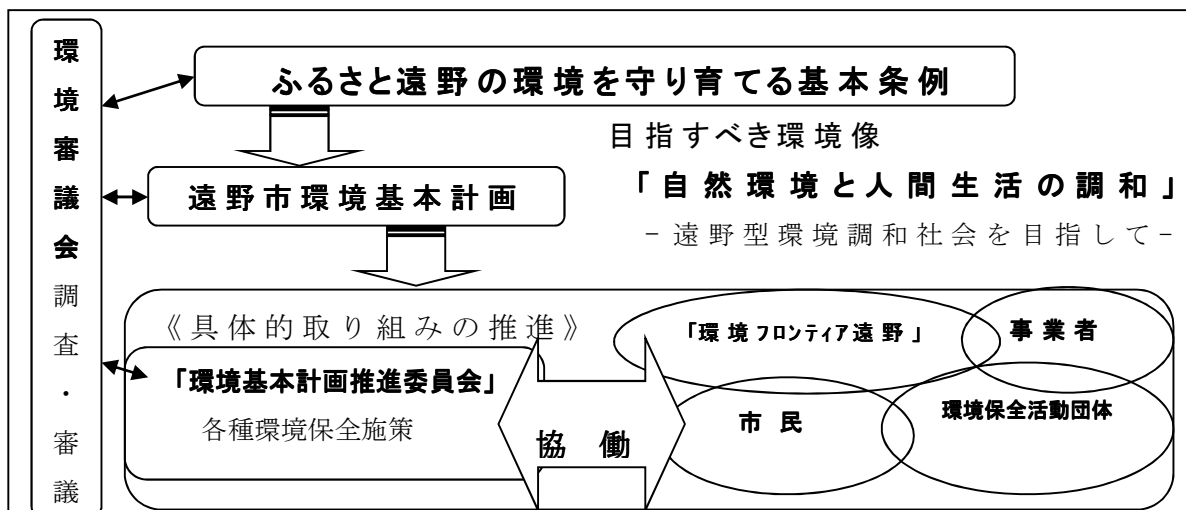
■ 基本目標ごとの環境施策の体系

基本目標	個別目標	施策の方向
1 「健康で潤いのある生活」を目指して	(1) 清らかな水を守る	ア 工場・事業場などの対策の推進 イ 水質の保全 ウ 監視体制の充実
	(2) きれいな空気を守る	ア 自動車交通などに起因する環境への負荷の低減 イ 工場・事業場などに起因する大気汚染、悪臭などの防止 ウ 監視体制の充実
	(3) 生活環境における騒音等を防止する	ア 自動車交通などに起因する騒音・振動の低減 イ 工場・事業場などの騒音・振動の防止 ウ 監視体制の充実

	(4) 安心して暮らせる環境を確保する	ア 廃棄物の適正処理の推進 イ 不法投棄の防止と環境美化の推進 ウ 化学物質などの対策の推進 エ 監視体制の充実
	(5) 人にやさしい生活環境を創出する	ア 人にやさしい歩行者空間の創出
2 「生物の多様性の確保」を目指して	(1) 自然環境を保全する	ア 森林の保全 イ 農地の保全 ウ 水辺の保全
	(2) 生物の多様性を確保する	ア 野生動植物の保護 イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出
3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	(1) 緑地を確保する	ア 公園緑地の確保 イ 緑化の推進
	(2) 身近な自然とのふれあいを促進する	ア 身近な自然とのふれあいを促進
	(3) 良好な景観を保全・形成する	ア 良好な景観を保全・形成
	(4) 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	ア 歴史的・文化的環境の保存・活用
4 「循環型社会の構築」を目指して	(1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみの発生抑制 イ 再利用・再生品の利用の拡大 ウ 資源回収と再資源化 エ 水の循環システムの健全性の維持
5 「地球環境の保全」を目指して	(1) エネルギーを有効に利用する	ア 省エネルギーの促進 イ 新エネルギー利用の促進
	(2) 地球環境の保全に貢献する	ア 地球温暖化対策 イ オゾン層の保護 ウ 酸性雨対策 エ 森林の保存

第5節 推進体制

「遠野市環境基本計画推進委員会」において、全庁的に各種計画や事業の調整及び連携を図るとともに、平成16年11月に環境活動団体の情報交換や実践活動を推進することを目的に、市民、事業者、関係機関・団体によって組織された「環境フロンティア遠野」と協働しながら、環境フォーラムや交流会など、様々な取り組みを推進しています。



第2章 環境の現状

第1節 自然環境

1 位置及び地形

本市は、岩手県の東南部に位置しており、岩手県東部を縦断する北上高地の一角に広がる遠野盆地を中心に東西、南北とも約38km、総面積825.62k㎡を有しています。

2 気候

平成22年の気候及び過去5年間の気象状況は、次のとおりとなっています。

■ 遠野市の気温（平均、最高、最低）、降水量

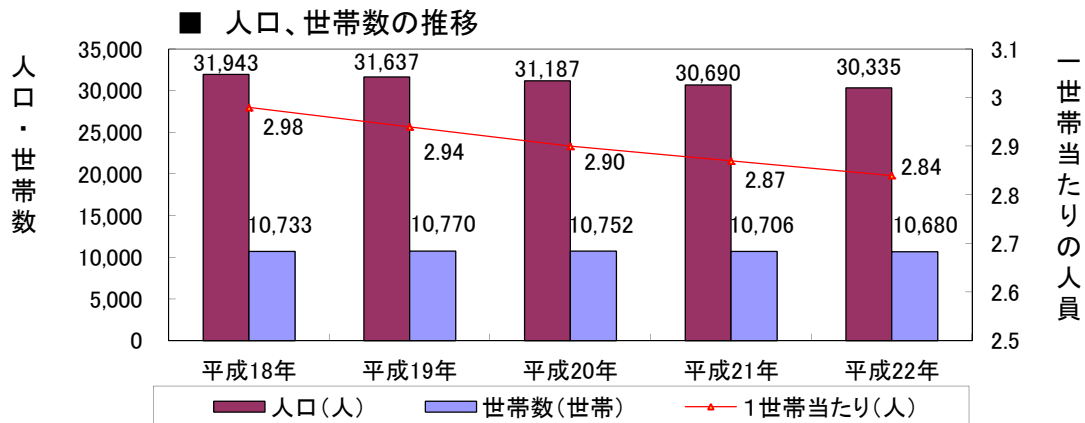
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	過去10年平均
気 温 ℃	平均	9.7	10.2	10.0	10.1	10.5	9.9
	最高	33.7	36.5	32.3	32.4	35.6	33.8
	最低	-17.1	-9.8	-14.9	-10.6	-14.1	-15.0
年間降水量(mm)		1,057	1,358	1,139	1,054	1,288	1,189.1
最深積雪(cm)		49	50	23	23	28	36.4

盛岡地方気象台

第2節 社会環境

1 人口

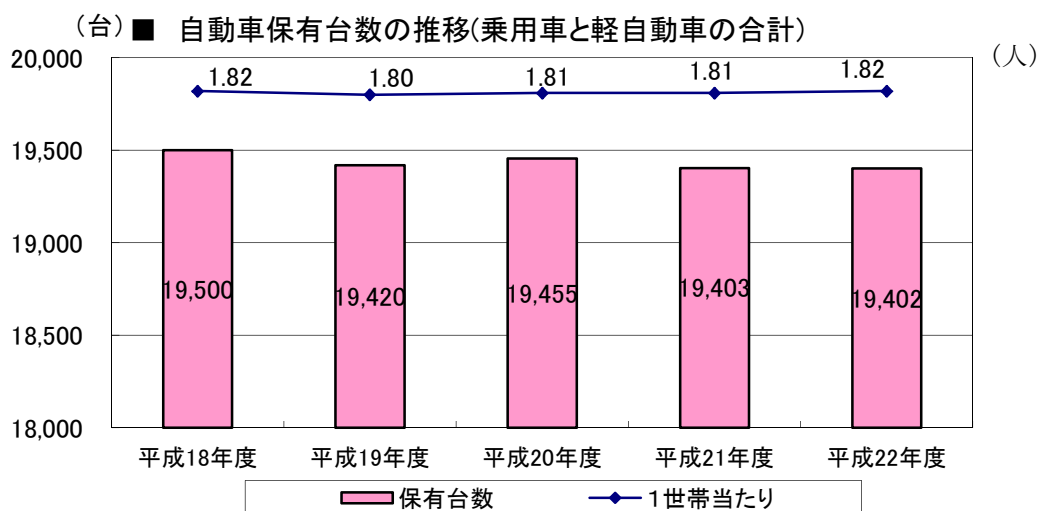
平成22年9月末の人口は30,335人、世帯数は10,680世帯となり、減少傾向が続いており、1世帯当たりの人員は2.84人となっています。



総務部市民課 各年9月30日現在

2 交通

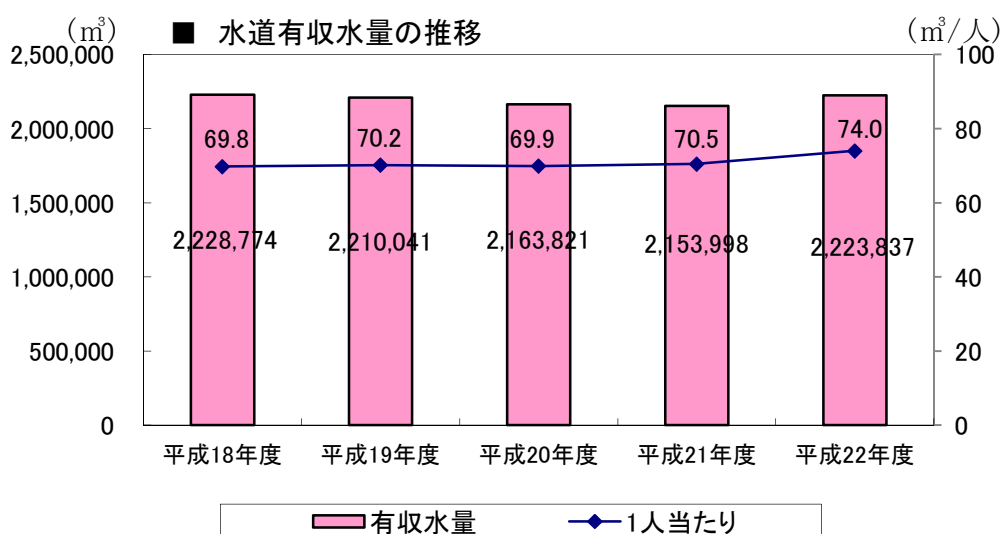
平成 22 年度の自動車保有台数（乗用車と軽自動車の合計）は 19,402 台、1 世帯当たり 1.82 台で平成 18 年度からほぼ同じ水準で推移しています。



東北運輸局岩手運輸支局

3 水道

水道の有収水量は、平成 22 年度は 2,223,837 m^3 で平成 18 年度と比べ 0.2% の減と なっていますが、平成 21 年度と比べると 3.2% 増加しています。一方、人口 1 人当 たりの有収水量は、平成 22 年度 74.0 m^3 /人であり、トイレの水洗化などライフスタイル の変化により平成 18 年度に比べて 6.0% 増加しています。



環境整備部水道事務所

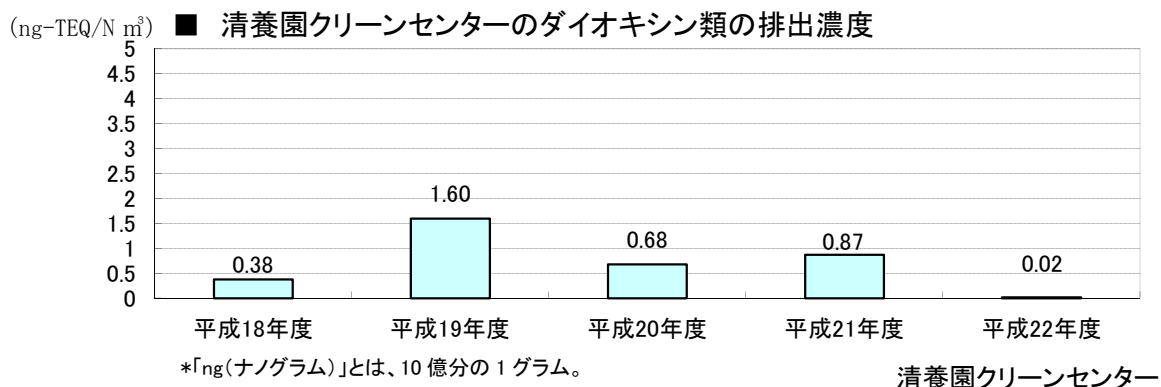
※「有収水量」とは有効水量のうち、料金徴収の対象となった水量を指します。

第3節 生活環境

1 大気環境

市内には、大気環境を悪化させる要素が少ないことから、継続的に一般環境大気等を測定するための施設は設置されていません。大気汚染に関わる苦情もなく、大気環境は概ね良好に保たれているといえます。

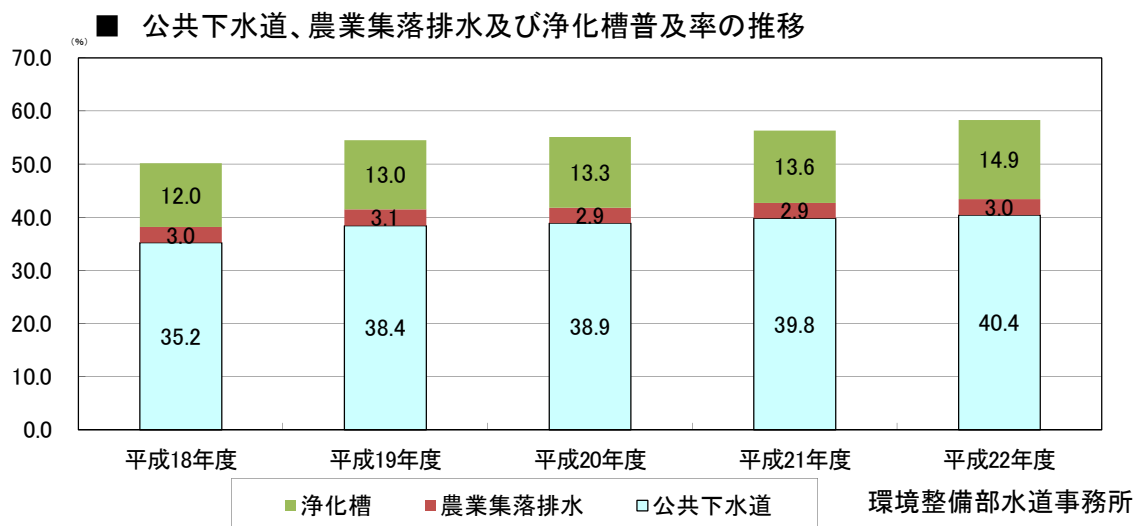
清養園クリーンセンターから排出されるダイオキシン類の濃度は、平成22年10月の測定では基準値である5ng-TEQ/N m³を下回る0.02ng-TEQ/N m³となっています。



2 水環境

本市の主要河川である猿ヶ石川とその支流では、水質汚濁の代表的指標であるBODの環境基準は達成されており、水質は良好に保たれているといえます。

生活排水対策としては、公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽設置事業を実施しており、平成22年度末の公共下水道の整備面積は、遠野処理区・宮守処理区合わせて457ha、管渠延長は106km。普及率は40.4%、水洗化率は73.3%となっています。農業集落排水は3.0%、浄化槽は14.9%となっています。



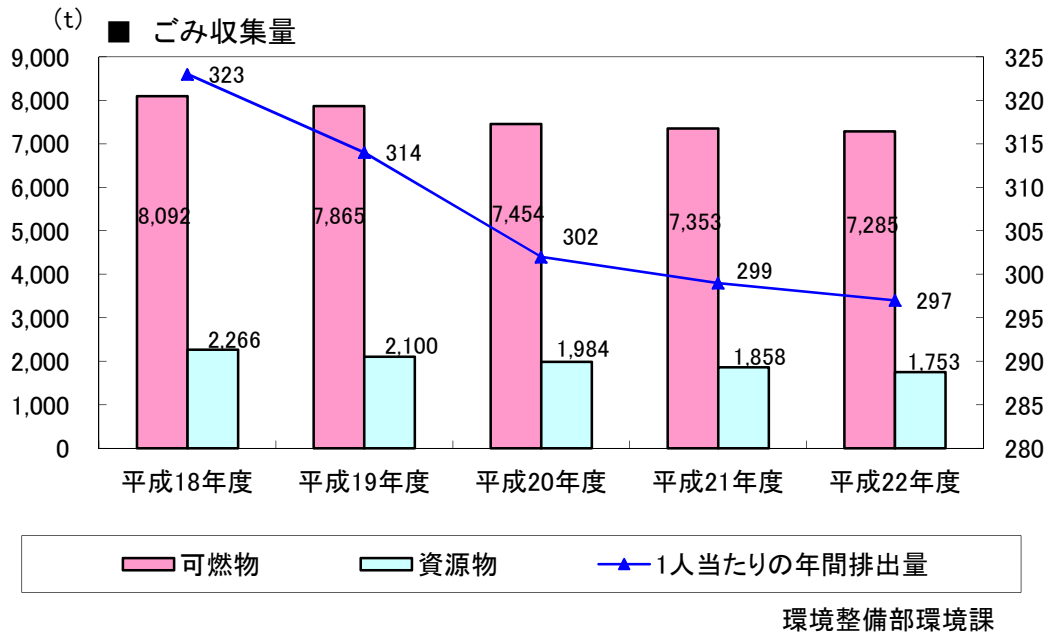
※「普及率」とは、全人口に対する公共下水道の整備率、「水洗化率」とは、下水道等の整備されている区域における利用者の割合を指します。

■ し尿収集量

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
し尿収集量(kℓ)	21,592	21,077	20,183	20,029	19,128

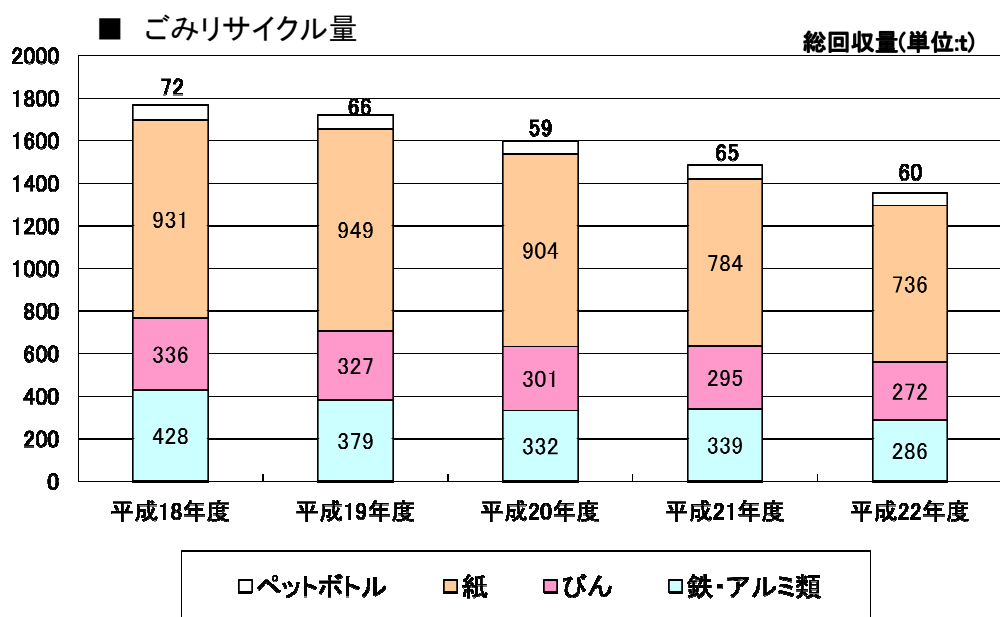
3 廃棄物

ごみの収集量は、平成 18 年度から減少傾向となり、平成 22 年度は、9,038 t で前年比 2.4%の減となっています。



ごみのリサイクル量は、平成 21 年度 1,483 t に対し、平成 22 年度 1,354 t で、人口の減少などにより前年比 8.6%の減となっています。

(※資源集団回収量は、平成 21 年度 242 t に対し、平成 22 年度 268 t で前年比 10.7%の増となっています。)



家庭ごみの減量化とリサイクルの推進については、行政区等を対象に学習会を実施しながら市民に周知を図っており、これらを後押しする事業として、遠野市公衆衛生組合連合会がごみの減量を推進する助成事業を実施しています。

■ ごみの減量化に向けた助成の実績

	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
買い物袋(マイバッグ)	個	135	175	72	28	0
生ごみ処理容器	基	77	59	105	77	79
生ごみ処理機	基	19	20	31	27	17
生ごみ堆肥化促進剤普及事業	団体	13	13	13	13	13
紙ひも	個	712	701	883	736	772
資源集団回収奨励金事業	団体	25	22	27	32	38
資源集団回収量	t	175	204	225	242	268

4 公害苦情

平成 22 年度に受理した典型 7 公害（下表参照）に関する苦情件数（新規受理）はなく、概ね良好に保たれています（騒音・振動に関する規制区域は、都市計画区域内の用途地域が指定されています。）。

近隣騒音、不法焼却行為等の生活環境上の苦情は 32 件となっています。

■ 公害苦情発生状況

	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計
平成 18 年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成 19 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 20 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 21 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 22 年度	0	0	0	0	0	0	0	0

環境整備部環境課

第4節 環境の特性と課題

1 豊かな自然環境の維持

本市の豊かな自然は、単に私たちの心を潤すばかりでなく、多様な生物の生息の場として、人も含め生態系の生存基盤を支える重要な役割を果たしています。

現在、河川の水質は概ね良好ですが、河川への生活排水の流入などの理由から水生生物への影響が懸念されます。

この豊かな自然環境を維持していくため、公共下水道や浄化槽の普及をより一層進めながら、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、環境保全型農業の推進など、環境に与える負荷を少なくするため、環境保全に対する意識の高揚を図る必要があります。

また、河川の護岸工事においては自然環境に配慮したものとし、森林においては多様な機能を持続的に発揮できるよう、森林の適正管理が求められています。

2 生活スタイルの改善

20世紀の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムは、廃棄物問題や森林の減少、大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度の増加による地球温暖化など、さまざまな環境問題をもたらしています。

本市の典型7公害に関する状況は概ね良好に保たれていますが、道路や河川、山林におけるごみのポイ捨てや不法投棄が目立ってきています。

今日の環境問題は、従来の特定の産業のみならず、市民一人ひとりが個々の生活スタイルを見直し、環境への負荷を誘発する当事者である自覚をもち、省エネルギーの推進、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の3R（スリーアール）の徹底など環境に配慮した行動を進め、資源循環型社会へと変えていくことが求められています。

3 遠野らしさの継承

環境保全施策を進める上で、本市を市街地・田園・里山・森林の4つの領域に区分し、領域ごとに健康で潤いのある生活、生物の多様性の確保、自然景観・伝統文化の保全、循環型社会の構築を目指した環境配慮指針を定めて行動しています。

「遠野らしさ」とは、厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態であり、特に田園区域、里山区域及び森林区域は、『遠野物語』によって語り継がれてきた“日本の原風景”のイメージそのものが醸し出されています。

しかし、近年、国道283号バイパス沿いに多数進出してきた大型店は、市民の日常生活の利便性に供するものの、原色の大きな看板が林立し、全国どこにでもあるロードサイド店舗となっています。一方「まちの顔」とも言うべき中心市街地の空洞化には歯止

めがかからず、その衰退が深刻な課題となっています。

多くの市民がこの“日本の原風景“を誇りに感じるとともに、多くの来訪者の期待にも応えることができるよう、現代生活の利便性を損なうことなく、伝統的な落ち着いたある町並みを形成することが求められています。

特に、田園区域、里山区域は、遠野らしさを醸し出している“日本の原風景”の源でもあり、一次産業の振興や耕作放棄地の解消が求められます。

また、古くから行われてきた伝統行事や日常生活における知恵や工夫も、“ふるさと遠野”を支える貴重な財産として、若い世代に伝承していく必要があります。

第5節 環境保全活動

1 活動の現状

環境基本計画を市民の立場から推進することを目的とし設立された市民環境団体「環境フロンティア遠野」が、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」などを開催し、多様な視点から環境保全意識の啓発活動に取り組んでおり、構成団体もそれぞれの立場で、環境保全に関する積極的な活動を行っています。

各町においても、道路・河川清掃などそれぞれの文化や風土を生かした活動に取り組んでいるほか、地域住民でつくる土淵地区環境保全活動協議会、宮守町上鱒沢船渡地区の船渡資源保全活動実践組織が土地改良区、市とアドプト協定を締結して地域の農村環境の保全のための活動を行っており、地域一体となった環境保全活動の広がりが出てきています。(P23～31「資料1」)

さらに、各学校や子ども会、森林愛護少年団、企業等においても、資源回収や植栽などの環境保全活動への積極的な取り組みが行われています。

今後も、それぞれの団体等の自主性を尊重し活動の支援を行っていく必要があります。

■ 環境フロンティア遠野構成団体の環境活動

No.	団体名	活動内容
1	社団法人岩手県建設業協会遠野支部	環境保全活動(道路清掃、道路・河川の草刈、植栽 ほか)
2	社団法人岩手県建築士会遠野支部	景観形成に関する調査・研究・発信 ほか
3	社団法人岩手県自動車整備振興会遠野支部	マイカー点検教室(点検教室・交通安全・エコ運転方法)、通行車両の街頭検査(灯火回り、タイヤの点検、排気ガスの目視点検等)、道路清掃活動 ほか
4	上猿ヶ石川漁業協同組合	河川環境調査、河川清掃、河川環境保全意識啓発 ほか
5	NPO法人遠野エコネット	自然観察会、エコマップの作成、植樹活動、河川のごみ拾い、エコツアー等 ほか
6	遠野市公衆衛生組合連合会	ごみの減量・資源化の推進(資源集団回収、生ごみ処理容器購入助成など)、地域環境美化活動の推進ほか
7	遠野郷生活研究グループ連絡協議会	環境にやさしい暮らしの実践研究、地産地消の推進
8	遠野市地域婦人団体協議会	生ごみの減量・資源化、各種環境美化活動の参加ほか
9	遠野市母子寡婦福祉協議会	道路清掃、環境美化活動、環境に関する研修会、福祉バザーの実施 ほか
10	遠野市 PTA 連合会	河川清掃、環境美化活動、資源集団回収 ほか
11	遠野商工会	環境美化活動、清掃活動 ほか
12	遠野地区更生保護女性の会	他団体との連携による環境保全活動の推進
13	遠野地区交通安全母の会連合会	エコドライブの推進、環境整備 ほか
14	遠野地方森林組合	環境整備、緑化祭への参加
15	花巻農業協同組合遠野地域営農センター	環境保全活動(道路清掃 ほか)
16	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合遠野支部	ごみの減量推進、各種研修会の実施 ほか
17	蓮池川を考える会	ビオトープ・散策路等の整備、環境整備、環境保全意識啓発 ほか
18	山谷地区ほたるの里づくり保存会	ほたる観察会開催、河川清掃 ほか
19	社団法人遠野青年会議所	他団体との連携による環境保全活動の推進
20	宮守川上流地域環境部会	環境保全活動(ビオトープの保全、道路・河川清掃、ほたる鑑賞会など)の推進
21	遠野すずらん振興協同組合	環境保全啓発活動
22	社団法人遠野市シルバー人材センター会員互助会	環境保全活動(道路・河川清掃 ほか)
23	マルキ産業株式会社	環境保全啓発活動

2 環境教育

環境問題は、廃棄物の増大や水質汚濁という身近な問題から地球温暖化やオゾン層の破壊など、広範にわたります。

また、これらの原因も多岐にわたることから、世代を問わず環境に関する正しい知識の普及と意識啓発に努めなければなりません。

このようなことから、「遠野市環境基本計画」及び「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」の内容について理解を深めるとともに、環境保全意識の向上を図るため、地域や団体を対象とした「環境学習会」を開催しました。

環境保全意識を啓発するイベントとしては、環境に関する基調講演や市内小中学校及び環境フロンティア遠野構成団体の活動事例発表等による「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」の開催、市内小中学校を対象とした「環境に関する標語等コンクール」の開催、「遠野の環境展」の開催など、環境保全意識の高揚に努めました。

市内小中学校でも「特色ある学校づくり事業」の一環として、年間行事計画に環境学習のための水生生物調査や森林学習等を取り入れた教育活動を積極的に展開しています。

さらに、次代を担う子どもたちと環境の大切さ・環境のあり方について学習するため、「環境勉強会」を開催しました。

今後も、年代や社会情勢に応じたメニューを取り入れながら学習する機会を設ける必要があります。

■ 環境教育活動実施及び参加状況

(単位:人)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
環境勉強会	486	1,964	707	738	1,767
環境学習会	247	1,445	1,090	1,215	3,409
明日の遠野の環境を考えるフォーラム	200	210	150	150	80
遠野の環境展(平成 22 年度は、夏と秋の2回開催(計 24 日間))	984	1,732	1,121	1,762	1,564
環境ふれあい展(H17 は、エコ屋台村)	2,171	—	—	—	—
合計	4,088	5,351	3,068	3,865	6,820

環境整備部環境課

第3章 基本目標ごとの実施状況

第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して

1 清らかな水を守る

公共用水域の水質については、市内でA類型指定となっている3河川7箇所と類型指定のない8河川9箇所で水質調査を実施した結果、人の健康の保護に関する項目については、環境基準を満たしていました。

生活環境の保全に関する項目について、水の汚れを見るための代表的な指標である水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）は、次のページの表のとおりになっています。

水環境をより良質に保全していくためには、公共下水道などの整備・普及や事業所・家庭の生活排水対策、*水源かん養林の保全などを推進する必要があります。

また、各地域で環境パトロール等による監視活動を行っていますが、さらに公衆衛生組合連合会や関係機関と連携を深めていく必要があります。

※「水源かん養林」とは、雨や雪などの降水を土壌に浸透・保水させて、その後、時間をかけ河川へ水を供給する機能を持っている森林のことをいいます。

* 調査項目に関する説明

水素イオン濃度（pH）	水溶液の性質を示す指標。 pH7のとき中性、数値が上がるとアルカリ性、低くなると酸性を示す。河川水は通常7付近だが、下水や工場排水、植物プランクトンの光合成などにより数値が増減する。
生物化学的酸素要求量（BOD）	20℃5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質（有機物質）を分解するときに必要な酸素量。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。
浮遊物質（SS）	水中に懸濁している不溶性物質を総称し、「懸濁物質」という場合もある。 水の濁りの原因となるものとして、粘土、有機物、プランクトンのほか各種産業や生活排水中の微細な物質などが挙げられる。
溶存酸素量（DO）	溶存酸素とは一般に液相中または水中に溶解している分子状酸素をいう。 溶存酸素量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。 河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などに汚染された下流では、有機腐敗性物質や他の還元性物質などによって消費されることから、この数値が小さいほど汚染の度合いが高いことを示す。

■ 市内河川水質調査の結果

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
		環境基準(A類型)		2mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		7.5mg/ℓ以上	
河川名	年度	H22	5年前 (H17)	H22	5年前 (H17)	H22	5年前 (H17)	H22	5年前 (H17)
	A 類 型	猿ヶ石川 (駒木橋付近)	7.6	7.5	0.8	<0.5	2	4	9.7
猿ヶ石川 (遠野浄化センター付近)		7.6	7.6	1.3	1.2	<1	8	9.8	10.5
猿ヶ石川 (札幌橋付近)		7.8	7.5	1.0	1.0	3	4	9.9	10.2
猿ヶ石川 (鱒沢やな場付近)		8.1	—	0.9	—	1	—	9.6	—
小友川 (小友橋付近)		8.0	7.8	<0.5	0.7	<1	2	9.7	10.3
小友川 (常楽寺橋付近)		8.1	7.7	0.7	<0.5	4	2	9.9	10.2
達曾部川 (鑄物大橋付近)		8.0	7.9	0.9	<0.5	3	2	9.8	—

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
		環境基準(A類型)		2mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		7.5mg/ℓ以上	
河川名	年度	H22	5年前 (H17)	H22	5年前 (H17)	H22	5年前 (H17)	H22	5年前 (H17)
	類 型 指 定 な し	長野川 (大洞橋付近)	7.8	7.8	0.6	<0.5	2	1	9.5
来内川 (栢洞橋付近)		7.7	7.7	<0.5	1.1	5	2	9.7	10.3
来内川 (長洞橋付近)		7.5	7.4	<0.5	1.3	4	6	10.1	10.4
猫川 (羽場橋付近)		7.5	7.4	1.3	<0.5	5	3	9.4	9.3
宮守川 (吉金橋付近)		8.0	8.0	0.8	<0.5	2	2.0	9.6	—
塚沢川 (塚尺橋付近)		8.1	8.1	0.5	<0.5	2	1.0	9.5	—
宿川 (立川橋付近)		7.9	7.8	0.8	<0.5	<1	1.0	9.6	—
家老沢川 (沢田橋付近)		8.2	7.8	2.4	0.7	1	2	9.4	—
清水川 (下鱒沢12地割)		8.1	7.9	0.5	<0.5	2	<1.0	10.3	—

※「<」は未満表示(定量下限値)

2 きれいな空気を守る

市内においても、自動車交通を起因とした空気の汚染が懸念されます。

環境学習会の開催やイベント及び会議等におけるエコ運動チラシの配布を行い、アイドリング・ストップなどの啓発を行いました。

今後もアイドリング・ストップやタイヤの適正圧の推進をはじめとした自動車の適正運転、公共交通機関の利用促進など、自動車交通を起因とする環境負荷の低減に努める必要があります。

3 生活環境における騒音等を防止する

騒音・振動に関する目立った問題はなく、概ね良好に保たれています。

苦情が発生した場合には、関係機関との連携により状況調査を行い、原因の究明及び改善指導等の適切な措置に努めました。

今後も生活環境の保全のため、関係法令及び県条例に基づいた、規制・監視を続けていく必要があります。

4 安心して暮らせる環境を確保する

生活系ごみを集積所から収集し、清養園クリーンセンターで適正に処理を行い、農業用廃プラスチック等の産業廃棄物や同センターで処理できない一般廃棄物については受け入れ先を紹介しました。

また、春と秋の大掃除週間の設定や各衛生組合と連携して環境パトロールを町ごとに2回実施し、不法投棄物の回収などを行い、環境美化及び市民の清潔なまちづくり意識の醸成を図りました。

ごみの不法焼却については、林業振興室や消防署と連携して指導に努めました。

不法投棄物の回収処理は、テレビ 40 台、冷蔵庫 12 台、洗濯機 6 台、バッテリー15 個、タイヤ 405 本などでした。

平成 23 年度から実施するプラスチック製容器包装の分別に向けて、全行政区で環境学習会を開催したほか、婦人会や老人クラブ等各種団体の会合での説明や遠野テレビの市政番組で周知を図りました。

ごみの正しい分け方・出し方の周知徹底及び不法投棄の根絶を目指し、今後も啓発活動を続ける必要があります。

5 人にやさしい生活環境を創出する

市道一日市新町線の歩道の老朽化による維持補修を行い、歩行者空間の整備に努めました。

また、ポケットパーク、下一日市一号公園、蔵の道ひろば等、日常生活に潤いのある空間の維持、管理に努めました。

6 数値目標と達成率

数値目標8項目のうち、BOD環境基準達成率、汚水処理人口普及率（下水道）、こどもエコクラブ登録数、環境保護活動実施学校数の4項目は達成率が100%以上となり目標が達成されました。

また、水道普及率、汚水処理人口普及率（農業集落排水）の2項目は、達成率が90%以上であり概ね目標が達成されました。

水生生物調査参加校数（累計）は達成率78.9%、汚水処理人口普及率（浄化槽）は達成率84.7%で達成率が低い状況でした。水生生物調査参加校数（累計）については、全小中学校19校の参加目標に対し、実績は15校でした。

また、汚水処理人口普及率（浄化槽）が、浄化槽設置に自己負担が伴うことや経済不況により設置数が伸びなかったものと考えられます。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (17年度)	現状B (22年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)	
BOD環境基準達成率	100%	100%	100%	100.0%	
水生生物調査参加校数(累計)	10校	15校	19校	78.9%	
水道普及率	89.5%	90.5%	91.0%	99.5%	
汚水処理人口普及率	48.7%	58.3%	58.8%	99.1%	
訳 内	下水道	34.8%	40.4%	38.0%	106.3%
	農業集落排水	3.0%	3.0%	3.2%	93.8%
	浄化槽	10.9%	14.9%	17.6%	84.7%
こどもエコクラブ登録数	2団体	14団体	12団体	116.7%	
環境保護活動実施学校数	21校	19校	19校	100.0%	

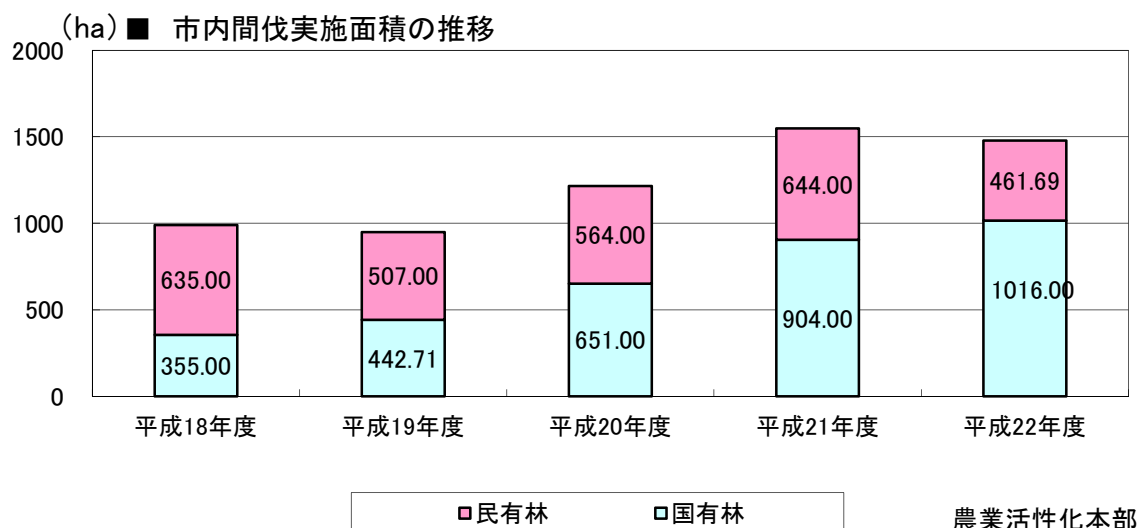
※「環境保護活動実施学校」については、全ての学校で実施されているので100.0%。

第2節 「生物の多様性の確保」を目指して

1 自然環境を保全する

平成22年度は、除伐330.8ha、枝打ち14.2ha、間伐1,132.6haなどが実施され、森林の保全に努めました。

中山間地域等における耕作放棄地165haの解消及び増加を防止するとともに、農用地を維持管理し、多面的機能を確保するなど、農地の保全に努めました。



2 生物の多様性を確保する

ハヤチネウスノキソウをはじめとした貴重な高山植物や野鳥の宝庫である国定公園早池峰山や、貴重な植物の群落を有する岩手県自然環境保全地域の琴畑湿原など、市内には遠野特有の自然が数多く保全されています。

貴重な自然環境を良好に維持するため、早池峰国定公園に自然公園保護管理員を、自然環境保全地域に自然保護指導員をそれぞれ配置し、巡回や利用者への指導など延べ500日の活動を行ったほか、早池峰国定公園では関係機関と連携し、盗採防止パトロールを2回行ったほか、移入種駆除作業を1回行いました。

それぞれの保護管理区域は、ほぼ良好に保たれていますが、早池峰国定公園ではヒメコザクラの盗採が1件ありました。

また、年に数回の不法投棄も見受けられることから、関係機関と連携した盗採防止や利用マナーの向上など、環境保全意識の向上について、一層の啓発が必要となっています。

3 数値目標と達成率

数値目標4項目のうち、自然環境保全地域数、鳥獣保護区数、ビオトープ設置数の3項目は達成率が100%以上となり目標が達成されました。

特定植物等群落数は達成率77.8%で達成率が低い状況でした。要因としては、特定植物等群落調査は、環境省で実施している自然環境保全基礎調査の一つとして行われているが、平成5年から平成10年度までの調査以降行われていないためであります。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (17年度)	現状B (22年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)
自然環境保全地域数	4箇所	4箇所	4箇所	100.0%
鳥獣保護区数	8箇所	8箇所	8箇所	100.0%
ビオトープ設置数	1箇所	6箇所	5箇所	120.0%
特定植物等群落数	7箇所	7箇所	9箇所	77.8%

第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

1 緑地を確保する

附馬牛町安居台の忍峠（しだとうげ）において、法面灌木除伐、間伐、早池峰山を望む展望場所の設置などを市民参加の緑化祭で行い、森林整備による緑地の保全を図りました。更には、人や環境と森林との関係についての理解が深められました。

2 身近な自然とのふれあいを促進する

遠野の豊かな自然にふれつつ、『遠野物語』に語り継がれる歴史を再認識し、さらには健康増進を図ることを目的に、土淵町で「民話のまち遠野ウォーキング大会」を開催し、子どもから大人までが、身近な自然と触れ合うことが出来ました。

東北自然歩道に指定されている仙人峠秘境のみち、遠野物語のみち及び五百羅漢のみちの管理を行い、自然に親しむ環境づくりに努めました。

3 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する

遠野の歴史・文化を紹介するため博物館をリニューアルするとともに、文化財の保護、周知のため遠野まちなか・ドキ・土器館を整備しました。

国指定重要文化財「千葉家住宅」の修繕、鍋倉城二の丸跡の発掘調査を行いました。

遠野遺産として、新規8件、追加1件を認定するとともに、市民協働の理念に基づき、みんなで築くふるさと遠野推進事業を活用し、遠野遺産8件の保全・整備事業に取り組みました。

当市のすばらしい景観を後世に残すため、国の重要文化的景観に選定されている荒川高原牧場の保護をするとともに、追加選定に向け『遠野物語』発祥の地であり、今なお農村集落の景観を残している土淵町山口集落の調査を行いました。

郷土芸能の推進に当たっては、保存団体に用具整備等の支援を行うとともに、共演会での各団体の演目を映像として記録しました。

4 数値目標と達成率

数値目標6項目のうち、文化財保護数（国）、文化財保護数（県）、民俗芸能保存団体数、エコツーリズム、環境保全モデル地区の5項目は達成率が100%以上となり目標が達成されました。

また、市指定文化財数は達成率が97.3%であり、概ね目標が達成されました。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (17年度)	現状B (22年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)
文化財保護数(国)	5件	12件	9件	133.3%
文化財保護数(県)	12件	12件	12件	100.0%
市指定文化財数	107件	109件	112件	97.3%
民俗芸能保存団体数	65団体	65団体	65団体	100.0%
エコツーリズム	0件	2件	1件	200.0%
環境保全モデル地区	0箇所	3箇所	2箇所	150.0%

第4節 「循環型社会の構築」を目指して

1 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する

産業まつり等各種イベントで、家庭内の生ごみ処理対策として、生ごみの処理機器・促進剤の普及を図り、ごみの減量化に向けた啓発に努めました。

また、平成23年度から実施するプラスチック製容器包装の分別に向けて、全行政区で環境学習会を開催したほか、婦人会や老人クラブ等各種団体の会合での説明や遠野テレビの市政番組で周知を図りました。

今後も環境学習会等で、ごみの分別・減量、遠野市公衆衛生組合連合会の資源集団回収奨励金制度を継続して説明する必要があります。

2 数値目標と達成率

数値目標7項目のうち、コンポスト等導入数、資源集団回収登録団体、資源集団回収量の3項目は達成率が100%以上となり目標が達成されました。

また、市民一人当たりの一年間のごみ排出量、リサイクル率、ISO14001取得事業所数の3項目は達成率が90%以上であり概ね目標が達成されました。

エコ事業所認定数は達成率60.0%で達成率が低い状況でした。要因としては、事業所の環境問題に対する意識は高まってきており、その結果、認定制度を利用しなくても事業所の社会的取り組みが評価されている面もあるためと考えられます。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (17年度)	現状B (22年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)
市民一人当たりの一年間のごみ排出量	323kg	297kg	280kg	94.3%
リサイクル率	15%	19%	21%	90.5%
コンポスト等導入数	936基	1,551基	1400基	110.8%
資源集団回収登録団体	30団体	38団体	35団体	108.6%
資源集団回収量	190t	268t	220t	121.8%
ISO14001取得事業所数	9団体	9団体	10団体	90.0%
エコ事業所認定数	0団体	3団体	5団体	60.0%

※ 一般廃棄物排出量の達成率はC/Bです。

第5節 「地球環境の保全」を目指して

1 エネルギーを有効に利用する

全国的に環境保全を図る機運が高まり、太陽光や風力・バイオマスなどクリーンなエネルギーを利用しようという動きが活発になってきました。

平成16年12月に操業を始めた、貞任、新山高原の「釜石広域ウィンドファーム」の風力発電施設は、1,000kW級の風車43基で、42,900kWの発電量があり、遠野市、釜石市、大槌町の全世帯の電力を賄える計算になります。現在、遠野市内には、12基設置されています。

平成18年度に「環境と経済の好循環のまちモデル事業」を導入し、市内小学校・青笹保育園に「太陽光と風力発電を利用した街灯」、綾織地区センター・青笹保育園・児童館に「ペレットボイラー」、青笹地区センターに「ペレットストーブ」、平成21年度に遠野北小学校に「太陽光発電」、道の駅「風の丘」に「風力発電」を整備しています。

平成22年度は、綾織小学校に「太陽光発電」「チップボイラー」、森林総合センターに「チップボイラー」、めがね橋に「太陽光発電」を整備し、新エネルギーの活用に努めました。

また、国の一般家庭への太陽光発電システム設置に対する補助件数は、28件でした。

2 地球環境の保全に貢献する

地球環境の問題は、私たち一人ひとりの日常生活の暮らしや事業活動そのものが原因となっていることから、地球温暖化の大きな要因となる大量のエネルギー消費やゴミの増加を抑制し、CO₂（二酸化炭素）の削減をはじめとした環境負荷の軽減につなげるため、遠野市産業まつりでは、身の回りで出来る簡単な取組みとして「1家庭1エコ運動」などについて周知しました。また、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」を開催し、環境保全意識の啓発を図りました。今後もCO₂削減などについて、啓発をしていく必要があります。

3 数値目標と達成率

数値目標5項目のうち、環境保全活動団体数、二酸化炭素の削減、森林面積、1家庭1エコ運動実施率の4項目は達成率が100%以上となり目標が達成されました。

また、針広混交林への転換面積は達成率が92.0%であり概ね目標が達成されました。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (17年度)	現状B (22年度)	目標C (22年度)	達成率 (B/C)
環境保全活動団体数	4団体	7団体	7団体	100.0%
二酸化炭素の削減	—	15.9%	8%	198.7%
森林面積	68,581ha	68,609ha	67,820ha	101.2%
針広混交林への転換面積	329ha	644.2ha	700ha	92.0%
1家庭1エコ運動実施率	—	78.0%	70%	111.4%

※1 二酸化炭素の削減についての基準年度は平成15年度

※2 1家庭1エコ運動実施率は、平成22年度遠野市産業まつり及び躍進みやもりまつりにおいて実施したエコライフアンケート調査結果による。

＝ 資 料 編 ＝

資料 1	各町ごとの主な取組状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
資料 2	遠野市地球温暖化対策実行計画平成 22 年度実績報告		32
資料 3	ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	・・・・	34
資料 4	用語解説	・・・・・・・・・・・・・・・・	39

各町ごとの主な取組状況（各地区センター調べ）

【遠野町】

＝地区別の目標＝

- 道路清掃、河川清掃、鍋倉公園清掃、花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 城下町としての町並みの保存や景観の創出に努めます。
- 廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。
- 環境への関心を高めるため、環境教室・講座等を開催します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉道路清掃・一斉河川清掃及び各自治会における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/4、 6/11、8/1	全世帯
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸の清掃点検を実施、環境パトロールをしながら環境美化に努めました。	4/12～ 18、9/20 ～26	全世帯
植物（の生態系）に配慮した環境づくり	一斉河川清掃をホタルの生息地や水生生物に配慮しながら実施しました。	8/1	全世帯
城下町としての文化的町並みの保全及び景観の創出	多くの住民参加による「南部氏遠野入部行列」の開催により、城下町の歴史に関する理解を深めました。	5/2	500名
	昔から伝わる祖霊迎いの年中行事「まつび焚き」を実施し、町屋の盆行事の景観づくりに努めました。	8/13・14	68世帯
廃棄物の減量及びリサイクルの促進	各区の公衆衛生組合長や保健推進委員等により、ゴミの正しい出し方やゴミの減量化などの推進に努めました。	—	—
	全行政区で容器包装プラスチックごみの分別説明会を開催し、新しい分別をスムーズに行えるよう取り組みました。	1/25～ 1/31	全世帯
環境学習の推進	こどもたちの環境学習として、小学校及び児童館において水生生物調査に取り組み、環境保全への理解を深めました。	7/29～ 8/4	小学校、 児童館

【綾織町】

＝地区別の目標＝

- 沿道の花いっぱい運動やごみ拾いなどの美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 郷土芸能の保存伝承を推進します。
- 耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業を推進します。
- 資源回収活動を促進します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 生活雑排水の浄化意識の向上に努めます。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉河川清掃や町内の国道 283・396 号線沿い 8 km にわたり約 5 万本のマリーゴールドの植栽を行う「花街道あやおり」の実施により、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	6/27、8/1	延べ 1,091 名
郷土芸能の保存伝承	「綾織まつり」の実施により、古くから伝わる郷土芸能の伝承と保全に努めました。	7/18	約 650 名
資源回収活動の推進	綾織中学校の資源回収や公衆衛生組合による町内ゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	4/10、 8/1、 8/21、 10/9	延べ 203 名
環境教育研修の推進	子どもの環境学習として、町内の川にいる水生生物調査を行い生物分布や水の汚れ具合を観察しました。	8/8	9 名
	区長、保健推進委員合同研修で住民団体による地域の環境美化活動を実践して取り組んでいる一関市の住民団体の事業内容を視察、研修して理解を深めました。	11/4	18 名

【小友町】

＝地区別の目標＝

- 巖龍神社や藤沢の滝周辺の環境保全に努めます。
- ホタルやモリアオガエルの保全に努めます。
- 宿場町の情景や小友まつりや裸参りなどの文化を保存します。
- 耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業を推進します。
- 水質調査を実施、水辺を利用した環境教育を推進します。

	取組状況	実施日	参加者数
花いっぱい運動	小友町農産物直売所や地区センター、小学校、中学校の花壇等に植栽して美しい町づくりに努めました。	5/28	80名
ホタルやモリアオガエルなどの希少動植物保全	ホタルの生息地調査や観察会の実施により、貴重な動植物の保全意識の向上に努めました。	6/10～ 11/15	述べ 180名
宿場町や小友まつり、裸参りなどの文化継承及び保全	小友まつり、小友裸参りをはじめとした祭りの実施により、郷土の伝統行事の保存と伝承に努めました。	8/28～ 29、 2/26	延べ 1,000 名
	「小友町探訪会」と題し、町内の名所旧跡を訪ねることにより、郷土の理解に努めました。また、遠野物語発刊100周年に当たり小友町に伝わる民話・伝説の発掘を行いました。	6/8、 7/28、 11/9、 12/17・18	30名
資源回収活動の推進	小友中学校の資源回収や公衆衛生組合による町内ゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	4/18、8/1 9/20～26	延べ 460名
その他	環境パトロール（外山方面のゴミ不法投棄現場等）を行いました。	8/5、10/7	14名

【附馬牛町】

＝地区別の目標＝

- 森林の持つ水源かん養等多面的機能の維持・増進を図ります。
- 自然環境の再生・修復を推進します。
- 猿ヶ石川の源流域として、水質保全を図ります。
- 循環型社会システムづくりやグリーンツーリズムを推進します。
- 身近な自然環境の分布を把握し、自然への関心を高め、保全の必要性の理解を深めます。

	取組状況	実施日	参加者数
自然環境の再生、修復及び保全	「花いっぱい運動」で、附馬牛バイパス沿い、火渡しの石碑群前、自治会館前、小中学校等の花壇に婦人会・老人クラブが中心となり花の植栽や除草をし、環境美化・景観作りに対する意識の高揚を図りました。	5月～10月	述べ50名
	ふれあいホーム堤防斜面の芝桜の除草を行い、環境保全及び名勝の整備に努めました。	6/7・9	30名
	東禅寺小学校跡地の草刈とゴミ拾いを行い、町民の憩いの場づくりに努めました。	6月～10月	述べ30名
猿ヶ石川の源流域としての水質保全	河川環境整備の実施により、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	8/1	416名
環境循環型システムやグリーンツーリズムの推進	区長・保健推進委員合同研修会を実施し、秋田県大館市エコリサイクル工場で家電のリサイクルについて研修をしました。	11/8	12名
身近な自然環境の分布把握及び保全意識の向上	町内の環境パトロールを実施し、ゴミ集積所の利用状況及び不法投棄現場の把握により、環境保全意識の向上を図りました。	6/3・11/4	18名

【松崎町】

＝地区別の目標＝

- 花いっぱい運動や道路・花壇の清掃の活動を推進します。
- 里山保全の醸成活動を実施します。
- 田園風景にふさわしい景観を保全します。
- 自然環境の再生を推進します。
- 環境学習に積極的に参加します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季一斉道路清掃、河川一斉清掃及びマリーゴールド 20,000 本を道路沿いに植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/4、 6/20、 8/1、 10/24	延べ 3,000 名
	地区センター、福祉センターを利用する団体が施設周辺の草取りやサッカー場のごみ拾いを行い、環境美化の高揚を行いました。	5月～10 月	延べ 500名
環境教育・講座等の 推進	生ゴミによる堆肥化を学んだことを基に、身近で自然にやさしい生活に努めました。	通年	15名
	松崎町地域婦人団体協議会が持ち寄った使い古しのシーツやタオル等でウェス作りに取り組み、リユースウェス(5,000枚)として社会福祉団体へ寄付し自然にやさしい活動に努めました。	8/17	20名
	区長・保健推進委員・民生児童委員合同研修会において、秋田県八郎湖周辺クリーンセンターで視察研修を行い、ごみ処分と地域環境づくりをテーマに地域課題の手段を学び理解を深めました。	7/13、14	16名
	稲わらを使った正月飾り作り教室を開催し、昔ながらの自然の恵みを尊ぶ循環型の生活を体験した。	12/6、13、 20	27名
その他	松崎町公衆衛生組合において、町内を巡回・点検する環境パトロールを実施し、環境整備の状況把握に努めました。	10/5、 11/5	18名

【土淵町】

＝地区別の目標＝

- 浄化槽設置の啓発を進め、水源の涵養などの環境保全や美化活動を推進します。
- 水生生物の生息に配慮するとともに水に親しめる河川や水路改修に努めます。
- 民話のふるさとを醸し出す自然景観の保全や郷土芸能・伝承行事の保存に努めます。
- 耕種農業と畜産農業の連携、ごみの減量化やリサイクルを促進するとともに、環境保全型農業や循環型社会を推進します。
- 森や川に親しむ環境学習会の開催や環境美化活動などを積極的に推進します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	町内一斉道路清掃を行い沿道の空缶ペットボトルの回収や、路肩の泥上げを行いました。	4月4日	約700名
	町内の観光スポットである貞任高原水芭蕉群生地及び沿道のごみ・空き缶拾いの実施により、貴重な自然環境の保全に努めました。	4月18日	30名
	老人クラブと土淵中学校生徒全員で地区センター周辺の「ふれあい花壇づくり」さらには観光地のカップ淵までの沿道にマリーゴールドの植栽をしました。	5月～10月	約60名
	第2区自治会では国道沿いに花壇を作り、マリーゴールドやミニひまわりを植栽し、環境美化に努めました。	6月～10月	50名
	第3区久保自治会では国道沿いにマリーゴールドやサルビアを植栽し環境美化に取り組みました。	6月～10月	30名
	第6区柏崎自治会では市道沿いにマリーゴールドを植栽し環境美化に取り組みました。	6月～10月	20名
	第7区ではスイセンクラブを結成して、五日市川両岸の花いっぱい運動を展開し、ツツジや菖蒲などを植栽し環境美化に努めました。	6月～10月	70名
	第10区自治会では国道沿いにマリーゴールドを植栽、観光スポットの「狐の関所」付近の環境美化に務めました。	6月～10月	100名
	貞任牧野組合では、会員総出で貞任高原のごみ拾いを行いました。	6月～10月	40名
市内一斉河川清掃により、草刈り・ごみ拾いを行い、終了後交通安全協会会員が町内のカーブミラー清掃を行いました。	8月1日	約750名	
水生生物の生態系調査と環境に配慮し、水に親しめる河川及び水路改修の推進	9区自治会有志によるカップ淵から9区地内を流れる蓮池川の川底からのごみ拾いを実施し、水のきれいな川づくり、ビオトープゾーンとしての水辺の動植物復元に努めました。	通年	20名
	土淵中学校では10年間に渡り、地域内の水質調査を行い、水質保全の意識高揚に努めました。	通年	生徒会
	土淵小学校では地域の河川の水生物調査を行い、水質保全の意識高揚に努めました。	通年	児童会
	カップ淵周辺に、遠野の木「いちい」を植栽し涵養を図るとともに、景観形成に努めました。	11/1～11/20	10名
耕畜連携による環境保全型農業の推進	栃内地区堆肥生産利用組合では、畜産農家から出される糞尿を良質の堆肥にし、有機資源として農地に還元すること「栃内土づくりセンター」を活用し、耕畜連携による環境保全型農業の推進に努めました。	通年	250名
リサイクル促進による循環型社会の推進	土淵小学校及び土淵中学校の児童生徒、父母らによるビンやアルミ缶、紙類等の資源回収に努めました。	8月28日	150名
森や森林に親しむ活動	五日市地区の杉林の間伐、枝打ちを行い、森林の美化に努めました。	11月7日	60名

【青笹町】

＝地区別の目標＝

- 花いっぱい運動やバイパスの清掃などの環境美化活動を推進します。
- 自然との触れ合いと水資源の保全に努めます。
- 排水の浄化意識の向上を図ります。
- 事業所では周辺環境に配慮した事業の展開に努めます。
- 文化財の保存活動を推進します。
- 耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業の推進に努めます。
- 資源回収活動を促進します。
- 環境学習を積極的に促進します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季大掃除、一斉河川・バイパス清掃及びマリールーゴールドやサルビアを沿道に植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4・6・8・9・10月	約3,000名
	各区老人クラブが、青笹町民俗館の周辺の環境整備を行い、環境美化に努めました。	4月～11月	約92名
	老人クラブによる地区センター周辺の環境美化活動が行われ、地域環境美化への弾みがつきました。	8/8	77名
文化財の保存活動推進	しし踊り保存会と連携し、保育園児や小中学生を中心とした継続的な指導や、運動会・まつりなどの発表の機会を繰り返し設けることにより、「青笹しし踊り」への理解と伝承に努めました。	5・8・9・10月他	約920名
資源回収活動の推進	町内ゴミ収集所付近を中心とした環境パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	6/17、11/4	48名
	行政区において資源回収活動を行い、リサイクル品目の回収に努めました。	随時	250名
	オサダ岩手事業所の社員、地域住民、地区センター職員、市職員が参加し、笛吹き峠の不法投棄ゴミ撤去環境整備を行いました。	4/17	126名
環境教育・講座等の推進	行政区単位で、地域内の子どもからお年寄りまでが参加し、地域内のゴミを拾い環境美化に努めました。	4月～10月	250名
	小学生を対象に環境学習会を開催し、町内の川にいる水中生物から水の汚れ具合を観察しました。	8/6	30名
	地区センターにペレットボイラーとペレットストーブを設置し、石油に代わる暖房施設して活用するとともに、地域住民へ環境にやさしい施設としてのPRを図りました。	5/13	6名

【上郷町】

＝地区別の目標＝

- 大峰鉦山跡地の白樺樹林の保全に努め、体験学習の場として活用を図ります。
- 動植物の生息地である湧水の保全と活用を推進します。
- 早瀬川の源流域として、水質の保全に努めます。
- 「上郷聞歩」編集の際発掘した、名所旧跡や自然景観を保全します。
- 環境学習の機会を創出し、積極的に参加します。

	取組状況	実施日	参加者数
大峰鉦山跡地における白樺樹林の保全及び体験学習の推進	地元の特産である白樺樹液採取を通じた体験学習と世代間交流により、次代を担う子どもたちの自然とのふれあいを深める場と環境保全意識の高揚に努めました。	4/1～ 5/14 4/12 体験学習	55名
動植物の生息地である湧水の保全・活用	一斉河川清掃の実施により、雑草、雑木の刈り払いやゴミの除去作業を行い河川の環境整備に努めました。	8/1	1,018名
名所旧跡及び自然景観の保全	町内全体で花いっぱい運動を展開し、各行政区それぞれの工夫を凝らした花壇を整備しました。	6/3～6/6	延べ300名
	町内ゴミ収集所付近を中心とした環境パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	6/3、10/7	63名
	遠野遺産認定制度の活用により、町内1ヶ所の史跡、名所を遠野遺産に認定。また、認定されている町内遺産の景観、環境保全に努めました。	5/1～ 12/23	70名
環境教育・講座等の推進	区長・保健推進委員合同研修会において、北上市「岩手中部広域行政組合」でごみの広域処理化について研修し、地域での公衆衛生活動の推進に努めました。	10/28	15名
その他	「上郷まつり」の実施及び上郷しし踊り保存会として上郷保育園児から高齢者まで遠野まつりへの参加を通して、郷土芸能の伝承に努めました。	6/20、 9/18	400名 250名

【宮守町】

＝地区別の目標＝

- 自然環境に親しみながら、豊かな生態系及び自然環境の保全・継承に取り組みます。
- 水資源の大切さを深く認識し、稲荷穴名水の湧水や、河川等を保全するため、環境保全対策等に努めます。
- 道路清掃等の清掃活動や花いっぱい運動の環境美化活動を推進します。
- ごみの減量化やリサイクルの推進及び環境教育の奨励を行います。

	取組状況	実施日	参加者数
自然環境保全と継承の推進	森と湖に親しむ旬間に合わせた7月の「柏木平リバーサイドまつり」や8月の「稲荷穴まつり」の開催により、自然とのふれあいを深めるとともに、自然環境保全意識の高揚に努めました。	7/25（日） 8/8（日）	2,000人 350人
河川の環境整備と水質保全	河川の環境保全を目的に、6月と7月に町内全域で住民総出による河川の草刈り及びごみ拾い等を実施し、環境整備に努めた。 また、町内小学校児童を対象に11月に稲荷穴を探索して学習するなど水質環境保全の意識高揚に努めた。	6/13（日） 7/4（日） 11/14（日）	155人 1,189人 19人
環境美化活動の推進	町内一斉道路清掃の実施、宮守川上流地区による上宮守地内の国道396号線の法面の草刈りの実施や子供会による空き缶拾い活動、各自治会等における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境意識の高揚に努めた。	4月～通年	1,500人
廃棄物の減量及びリサイクルの推進	各行政区の公衆衛生組合長や保健推進員等により、ごみ収集所付近の不法投棄パトロールを実施し、不法投棄の防止とごみの正しい出し方・分別の徹底に努めた。 また、町内小中学校の子供会で夏休み期間等にビンやアルミ缶、紙類等の廃品回収を行い、リサイクルの推進に努めた。	4月～通年	
環境教育の奨励	公衆衛生組合長（行政区長）を対象に、福島市「あらかわクリーンセンター」で、「ごみ焼却工場の焼却時に発生する余熱や灰の処理や仕組み」「資源化工場でのビンやペットボトル等の資源ごみの処理や仕組み」について研修し、資源のリサイクルへの認識を深めた。	10/26（火） ～27（水）	21人

遠野市地球温暖化対策実行計画 平成 22 年度実績報告

◇活動量実績 温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量

: 5,761,884 kg-co2 (平成 22 年度の市の事務・事業に伴うもの)

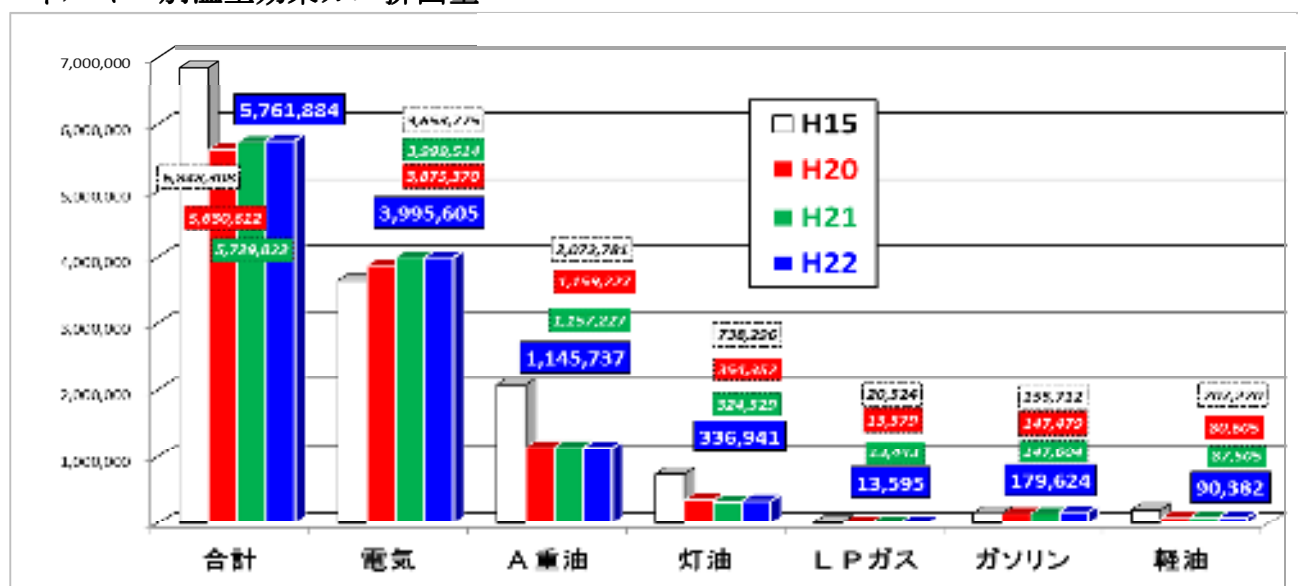
- ・ 基準年(平成 15 年)との比較----- **15.9% 削減**
- ・ 排出量の構成 ----- 電気使用量 69.3%
- 燃料設備用燃料 26.0% (A 重油、灯油、LP ガス)
- 公用車燃料 4.7% (ガソリン、軽油)

※ 基準年度の平成 15 年に対して、電気使用量が 9.4%、ガソリン使用料が 15.4% 上回る排出量となりました。

○温室効果ガス排出状況

項 目	平成 15 年度 (基準年) 排出量	平成 20 年度 排出量	平成 21 年度 排出量	平成 22 年度		平成 22 年度 目標値 (目標年)	
				排出量	15 年度比 増減率		
二 酸 化 炭 素	6,848,308	5,630,612	5,729,822	5,761,884	△15.9%	6,300,443	
電気使用量の削減	※3,653,775	3,875,370	3,999,514	3,995,605	9.4%	3,361,473	
燃料設備に おける 燃料使用量 の削減	A 重油	2,072,781	1,159,227	1,157,227	1,145,737	△44.7%	1,906,958
	灯油	738,296	354,352	324,529	336,941	△54.4%	679,232
	LP ガス	20,524	13,579	13,443	13,595	△33.8%	18,883
公用車燃料 使用量の削減	ガソリン	155,712	147,479	147,604	179,624	15.4%	143,255
	軽油	207,220	80,605	87,505	90,382	△56.4%	190,642

○エネルギー別温室効果ガス排出量



15 年度比	△15.9%	9.4%	△44.7%	△ 54.4%	△ 33.8%	15.4%	△ 56.4%
20 年度比	2.3%	3.1%	△1.2%	△4.9%	0.1%	21.8%	12.1%
21 年度比	0.6%	△0.1%	△1.0%	3.8%	1.1%	21.7%	3.3%

(2) 今後の取り組み

① 使用エネルギーの削減（直接的な温室効果ガス排出抑制）

温室効果ガス排出量削減は、職員一人ひとりの意識が重要となります。

個々の機器の電源をこまめに落とす、資源の使用節減に努めるなど、小さなことから積み上げ進めなければなりません。計画の推進のため、推進員を通じて周知しながら、今後も研修会等の開催や職員ポータルへの掲示など取り組みを進めます。

② 事務用紙購入量、水道使用量、可燃ごみ排出量の抑制（間接的な温室効果ガス排出抑制）

・事務用紙購入量の削減

→印刷やコピー前の原稿確認及び印刷機等の使用後リセットや設定確認の徹底

・水道使用量の削減

→職員ポータルを活用し節水の徹底

・可燃ごみ排出抑制

→紙資源ごみ用収集箱を設置し資源(紙)ごみの分別の徹底

○平成 23 年度以降の新エネルギー及び省エネルギー設備の導入

・遠野総合防災センターへの太陽光発電及び雨水再利用槽の導入

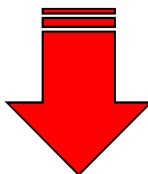
・遠野食育センターへの太陽光発電の導入

などにより、新エネルギーの導入及び省エネルギー化の推進や使用電力量の効率化を図ります。

さらに、日常の事務・事業活動のなかの職員一人ひとりの自主的な取り組みとして、平成 22 年度に引き続き、温室効果ガス排出量状況の全体の占める割合が大きい「電気使用量」の削減に向け、取り組みます。

特に、温室効果ガス排出量削減のための取り組みとして、下記の項目の徹底を図ります。

職員の意識徹底



各課推進員の活用
研修会の開催
職員ポータルの活用 等

- 照明の間引き点灯及び不要箇所の消灯
- パソコン等機器の省電力設定
- 席を離れる際、また長時間使用していない機器の電源を切る。
- 印刷前の確認の徹底（コピー機の設定確認や印刷ミスの低下）
- ノー残業デーの徹底

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本方針(第8条～第11条)

第3章 基本施策(第12条～第25条)

第4章 審議会(第26条～第33条)

附則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 人間や生物の周囲にあつて、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。
- (4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素(大気、水、土壌、生物等をいう。)及び文化的構成要素(文化財、歴史的建造物等をいう。)に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかったものを修復することをいう。
- (5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承して

いる中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。

(3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要

な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 基本施策

(施策の配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(誘導措置)

第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるように、誘導に努めるものとする。

(施設整備等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(遠野らしい環境の保全)

第17条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。

- 2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第19条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の活動促進措置)

第20条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 審議会

(設置)

第 26 条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 14 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) 公募による者

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第 30 条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

(会議)

第 31 条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

用語解説

ア	
アイドリングストップ	駐停車の間、車のエンジンを止めること。運輸部門における省エネルギー手法のひとつ。
ISO14001	国際標準化機構が定めた環境に関する国際規格のこと。事業者が策定した環境保全・改善のための方針と計画などの環境管理システムが企画を満たしているかを第三者の審査登録機関が審査し認証するもの。
エコ事業所	環境に配慮した取組を自主的に、積極的に実施している事業所。
エコツーリズム	エコロジー(Ecology)とツーリズム(Tourism)を組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、先人の生活や歴史を学んだりする滞在型の観光のあり方を目指す。従来のマス・ツーリズム(大衆観光)は、自然環境を悪化させる要因の一つとみなされてきたが、これに変わる新しい観光のあり方として1980年代後半に登場した。観光によって地域社会に収入をもたらす、破壊が進んでいる自然環境の保護などを実現するという、環境保全への効果が期待される。
ng-TEQ/Nm ³	気体中のダイオキシン類の毒性等量の単位。ダイオキシン類の中で最強の毒性をもつ2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表す符号。標準状態(0℃、1気圧)における1立方メートルの排ガス中に、どのくらい含まれているかをナノグラム(ナノグラムは10億分の1グラム)単位で表したものの。
オゾン層の破壊	地球上のオゾン(O ₃)の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年フッ素化合物(総称フロン)などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フロンと同様にオゾン層を破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により紫外線が増加し、白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下など人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。オゾン層の保護の国際的対策として「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が1987年に採択された。我が国でもオゾン層保護対策を進めるため、1988年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」が制定されている。
カ	
希少動植物	生息環境の改変等により、その個体数が減少あるいは絶滅の危機のある動植物。日本では環境省が分類毎に個体数の減少の程度、生息環境消失の危険度などの視点から絶滅の恐れのある種についてレッドリストを作成し、日本版レッドデータブックとして発行している。(植物編は(財)日本自然保護協会と世界自然保護基金日本委員会が発行)
協働	住民・行政・企業など複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力していく関係。
こどもエコクラブ	環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。入会金・会費は無料。
環境に与える負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいいます。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

サ	
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
省エネルギー	エネルギーを効率的に使用することによって、より少ないエネルギーで大きな効果を上げること。具体的には、家庭でエネルギー消費機器を無駄なく上手に使うことから、企業の設備投資や技術開発にいたるまで広汎な活動を含む。
新エネルギー	石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物などの豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する考え方。生物の豊かさ（多様性）を①生物の種②生物が生活する環境③生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。
タ	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン類（約 200 種）の総称。多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。極めて有害な物質で、プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられ、一定レベルを超えると奇形、発癌等の誘因となる。自然界には存在せず、除草剤、枯葉剤（ベトナム戦争で使用）、ごみ焼却時の焼却灰や粉じんに含まれている。
大気汚染	人間の経済・社会活動による物質の燃焼などによって大気が汚染されること。大気汚染物質には、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素、有機塩素化合物、鉛化合物、重金属などがある。日本では、高度経済成長期に問題になり、以来、窒素酸化物、フッ素化合物、アスベスト粉塵などによる大気汚染が数多く発生している。 現在では、これらに加えてオゾン層を破壊するフロン、二酸化炭素などの温室効果ガス、酸性雨の原因である窒素酸化物、硫黄酸化物など、地球環境を破壊する大気汚染物質が問題になっている。
「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システム	高度経済成長期においては、経済性を優先して均質な製品を安価に消費者に提供するため「大量生産」が行われ、また「消費は美德」のキャッチフレーズのもとに「大量消費」がなされた。その結果「大量廃棄」という問題が発生した。このような使い捨て文化といえる経済社会のシステムに対し、近年では地球環境問題を考慮した資源循環型社会を目指す動きが高まっている。
地球温暖化	近代から現代に到る産業活動における多量の石炭や石油などの消費により、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガスが大量に排出され、地球の温暖化が促進されている。こうした傾向が今後とも進んでいくと、21世紀末までには、地表の平均気温は3℃も増加し、また、海面水位は65cm(最大1m)上昇すると予測されている。地球温暖化の被害が顕在化し取返しのつかない事態が生じないように、1990年に地球温暖化防止行動計画を決定し、各種の対策を推進している。
遠野物語	明治40年に東北地方を視察した柳田國男は、遠野で佐々木喜善と出会い彼の語る数々の話に魅了され、明治43年に119話からなる「遠野物語」を刊行した。独特の気品のある文章でまとめられた同著は、文学作品としても高い評価を受け、柳田國男の民俗学の根幹となった。

バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、木材を燃焼して熱や電気を得るほか、家畜ふん尿のメタン発酵などによる燃料化、炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。
ビオトープ	「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Top を合成したドイツ語。特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念であるが、わが国においては、やや広い意味で野生生物が生息可能な生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林等を示すことが多い。本来、自然状態か否かは問わないが、各種事業に際して積極的に創出される野生生物の生息・生育環境を意味することも多い。
フリーマーケット	公園などを会場に、市民が不用品などを持ち寄り、販売するノミの市。リサイクル運動の1つで、各家庭に眠っている不用品を捨てずにもち寄り、必要とする人に安く販売することによって、ごみの減量、資源の再利用に役立っている。同じような目的で開催されるものに、個人で行うストリートマーケットやガレージセールがある。
ポケットパーク	住宅地や商店街などにある小さな公園。わずかな土地を利用して環境をよくしようとするもの。
マ	
水の循環	雨が降り、川や地下水となって海に流れ、陸や海から蒸発してまた雨となる水の一連の循環のこと。



平成 22 年度環境に関する標語等コンクール「ポスター低学年の部」最優秀賞
『かぶとむしとくわがたむしがいるとおののまち』

ふるさと遠野の環境報告書

(平成 22 年度)

平成 24 年 1 月発行

編集・発行 遠野市環境整備部環境課

〒028-0525 岩手県遠野市六日町 1 番 22 号

TEL 0198-62-2111

FAX 0198-62-7721

ホームページ <http://www.city.tono.iwate.jp/>

Eメール kankyo@city.tono.iwate.jp